

2011年4月11日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第162号)

**国家外貨管理局、
日本の非営利組織への寄付に係る送金手続で規制緩和
～東日本大震災への災害救援措置、今年9月末まで～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年4月1日付で、『国内機関による日本非営利機関への寄付に関する問題についての承認・回答』(匯綜復[2011]35号、以下、『35号文書』という)を公布しました。『35号文書』は、先月、日本で発生した東日本大震災への寄付金に係る外貨購入・対外送金手続について規制緩和を図ったものです。

従来、中国から国外の非営利組織への寄付金に係る外貨購入・対外支払については、『国内機関による寄付に係る外貨管理に関する問題についての通達』(匯発[2009]63号、以下、『63号通達』という)に基づき、申請書や企業営業許可証のほかに、公証を受け資金用途を明記した寄付協議、および国外の非営利組織に係る国外での登記証明文書なども提出する必要がありました(『63号通達』第5条)。

『35号文書』では、上述のような寄付の対外送金に係る手続を大幅に簡素化。2011年4月10から9月30日まで
の間、中国の企業が東日本大震災に係る寄付金を日本赤十字社といった日本の非営利組織に送金する場合に限り、「申請書、企業営業許可書コピーもしくは関連部門が公布した登記証明書コピー」を提出するのみで外貨購入・対外支払が可能であると規定し、東日本大震災の災害救援に向け、寄付金に係る送金手続の円滑化を図っています。

ただし、外貨購入・対外支払時に必要な「申請書」には、「当該寄付金がこの度日本で発生した地震に係る災害救援活動であり、寄付を受け入れる機関が日本国内の非営利機関であり、寄付行為が国の関連する禁止性規定に違反せず、かつこれにより発生する法的責任を負うことを誓約しなければならない」(『35号文書』第2条)とするなど、一定の条件を設けています。

『35号文書』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および3ページにございます中国語原文をご参照ください。

国家外貨管理局綜合司

匯綜復[2011]35号

『国内機関による日本非営利機関への寄付に関する問題についての承認・回答』

国家外貨管理局大連市分局：

貴分局の『国内機関による日本非営利機関への寄付に関する問題についての回答申請』（大匯発[2011]20号）を受領した。ここに以下のように承認・回答する。

1. 2011年4月10から9月30日までの期間、国内機関が日本非営利機関に対して災害救援資金の寄付を行う場合、申請書、企業営業許可書コピーもしくは関連部門が公布した登記証明書コピーに基づき、外貨指定銀行において関連資金の外貨購入・対外支払手続を行うことができる。外貨指定銀行は上述の取引に係る真実性に対して合理的な審査を行った後、関連業務を取り扱わなければならない。
2. 国内機関は申請書において、真実に基づき、当該寄付金がこの度日本で発生した地震に係る災害救援活動であり、寄付を受け入れる機関が日本国内の非営利機関であり、寄付行為が国の関連する禁止性規定に違反せず、かつこれにより発生する法的責任を負うことを誓約しなければならない。
3. 国内機関による日本非営利機関に対する災害救援資金の寄付に係るその他の事項は、『国内機関による寄付に係る外貨管理に関する問題についての国家外貨管理局の通達』（匯発[2009]63号）の文書における要求に基づき執行しなければならない。
4. 貴分局はサービス貿易外貨業務オフサイト監督管理システムを利用して寄付に係る外貨受取・支払状況を密接にモニタリングしなければならない。問題があった場合、遅滞なく総局經常項目管理司に報告しなければならない。
5. 2011年10月1日より、本承認・回答は自動的に失効する。

以上

2011年4月1日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

国家外汇管理局综合司

汇综复[2011]35 号

《关于境内机构向日本非营利性机构捐赠有关问题的批复》

国家外汇管理局大连市分局：

你分局《关于境内企业向日本非营利性机构捐赠有关问题的请示》（大汇发[2011]20 号）收悉。现批复如下：

- 一、 同意在 2011 年 4 月 10 日至 9 月 30 日期间，境内机构向日本非营利性机构对外支付捐赠救灾资金的，可凭申请书、企业营业执照复印件或有关管理部门颁发的登记证书复印件在外汇指定银行办理相关资金的购付汇手续。外汇指定银行应对上述交易的真实性进行合理审查后办理相关业务。
- 二、 境内机构应在申请书中如实承诺其捐赠款用于此次日本地震赈灾活动，接受捐赠机构为日本境内非营利性机构，捐赠行为不违反国家相关禁止性规定，并承担由此产生的法律责任。
- 三、 境内机构向日本非营利性机构对外支付捐赠救灾资金涉及的其余事项，应按照《国家外汇管理局关于境内机构捐赠外汇管理有关问题的通知》（汇发[2009]63 号）文件要求执行。
- 四、 你分局应利用服务贸易外汇业务非现场监管系统等密切监测捐赠外汇收支情况。如有问题，应及时向总局经常项目管理司报告。
- 五、 自 2011 年 10 月 1 日起，本批复自动失效。

此复。

二〇一一年四月一日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。